

交流座談会

令和3年8月1日より法令遵守体制の整備を義務づけた改正薬機法が施行され、責任役員の皆様には、法令遵守体制の構築及びその適切な運用のためにリーダーシップを発揮することが求められているところですが、運用いただく中で悩まれていることはありませんか？
同じ立場の責任役員の方たちと意見交換をできる機会です。是非、御参加ください。

～ テーマ ～

1.責任役員として受けるべき教育訓練

責任役員自身は、薬機法や関係法令について、どのように教育訓練を受けていますか？
行政や業界主催のセミナーを聴講する？従業員に教えてもらう？
どのような教育訓練をどのように受けるべきか意見交換をしましょう。

2.従業員とのコミュニケーション

薬機法や関係法令に基づき業務を推進する中で、従業員から良い情報も悪い情報も含めて正しい情報が適時、責任役員にあげられているだろうか？何か工夫できることがあるか意見交換をしましょう。

コメンテータ

京都府薬事支援専門アドバイザー 猪狩 康孝 氏

日時 令和5年12月7日(木) 15:00～17:00

場所 京都府保健環境研究所 (京都市伏見区村上町395)

対象者 京都府内の
医薬品、医療機器等 製造販売業者・製造業者の責任役員

定員 20名 (従業員の随行1名可)

申込 下記URL又は二次元コードからお申込みください

<https://forms.office.com/r/3JVmR1GP3c>

